

平成26年3月3日

お客様各位

“MOTOYAMA” 商標について

会社名 株式会社本山製作所

代表者名 代表取締役社長 親泊利昭

問合せ先 総務部長 伊藤光芳

標記の商標“MOTOYAMA”は、世界各国で当社が商標権を所有している商標であり、日本では1965年に初回登録され、その他の国においても日本と同様に商標権を登録しており、広く認知されている商標です。

近年、当社（株式会社本山製作所：英語表記 MOTOYAMA ENG. WORKS, LTD）と類似する社名の会社（韓国本山株式会社：英語表記 KOREA MOTOYAMA INC.）が“MOTOYAMA”商標を無断でカタログ類に使用し、販売活動を行っていることが判明しました。

かかる行為は商標権の侵害に当たる違法行為であることを、韓国本山株式会社に対して、現地韓国法律事務所から警告文書を送付し、即刻違法行為をやめるように警告を行いました。

また、日本国内では、当社が知りえている限りにおいて、輸入販売業数社が韓国本山株式会社のカタログを販売資料として使用しており、その中に当社商標と類似した“MOTOYMA”の表示が行われています。紛らわしい商標の掲示は、それ自体が顧客（消費者）の利益を損なう恐れがあり商標法で禁じられている行為です。

韓国本山株式会社と当社は全く関係のない会社であり、このような行為を見過ごすことはお客様各位の不利益になると判断いたしました。事態が進展し次第、当社ホームページに掲載いたします。

以上